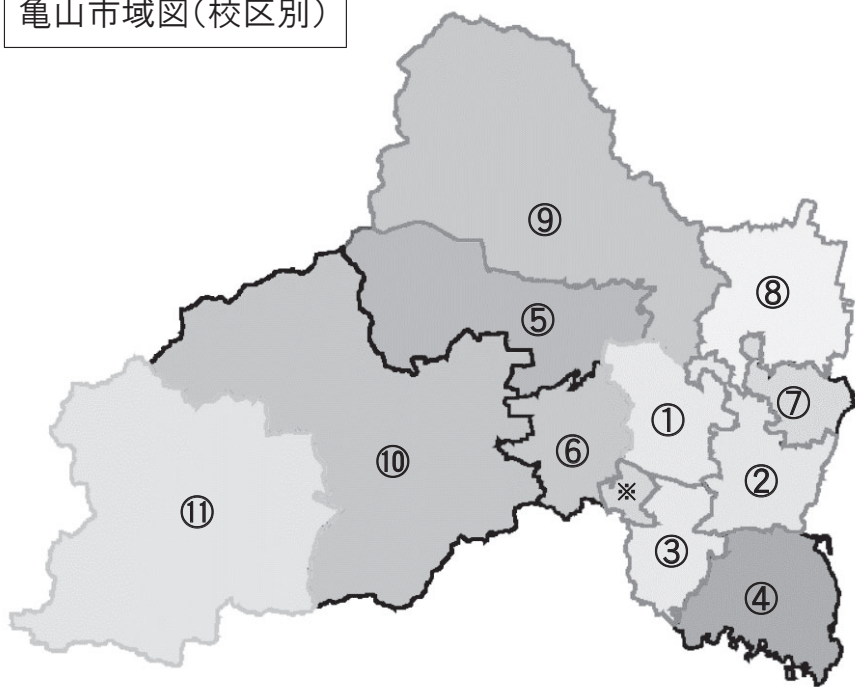


第6章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本市においては、「必要利用数の見込み（量の見込み）」及び「確保の内容」を設定する区域として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域（教育・保育提供区域）について、市域全体を1区域として、必要に応じて中学校区・小学校区の状況を加味することとします。

亀山市域図(校區別)



小・中学校区	
亀山中学校区	①亀山西小学校区 ②亀山東小学校区 ③亀山南小学校区 ④昼生小学校区 ⑤白川小学校区 ⑥神辺小学校区
中部中学校区	⑦井田川小学校区 ⑧川崎小学校区 ⑨野登小学校区
関中学校区	⑩関小学校区 ⑪加太小学校区

※①・③の重複区域

区分	設定区域
教育・保育	
教育・保育施設	市全域
地域子ども・子育て支援事業	
利用者支援事業	市全域
地域子育て支援拠点事業	市全域
妊婦健康診査事業	市全域
乳児家庭全戸訪問事業	市全域
養育支援訪問事業・要保護児童等に対する支援に資する事業	市全域
子育て短期支援事業	市全域
子育て援助活動支援事業	市全域
一時預かり事業	市全域
延長保育事業(時間外保育事業)	市全域
病児保育事業	市全域
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	中学校区
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域

第6章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

2. 必要利用数の見込みの算出

(1) 必要利用数の見込みの算出に関する考え方

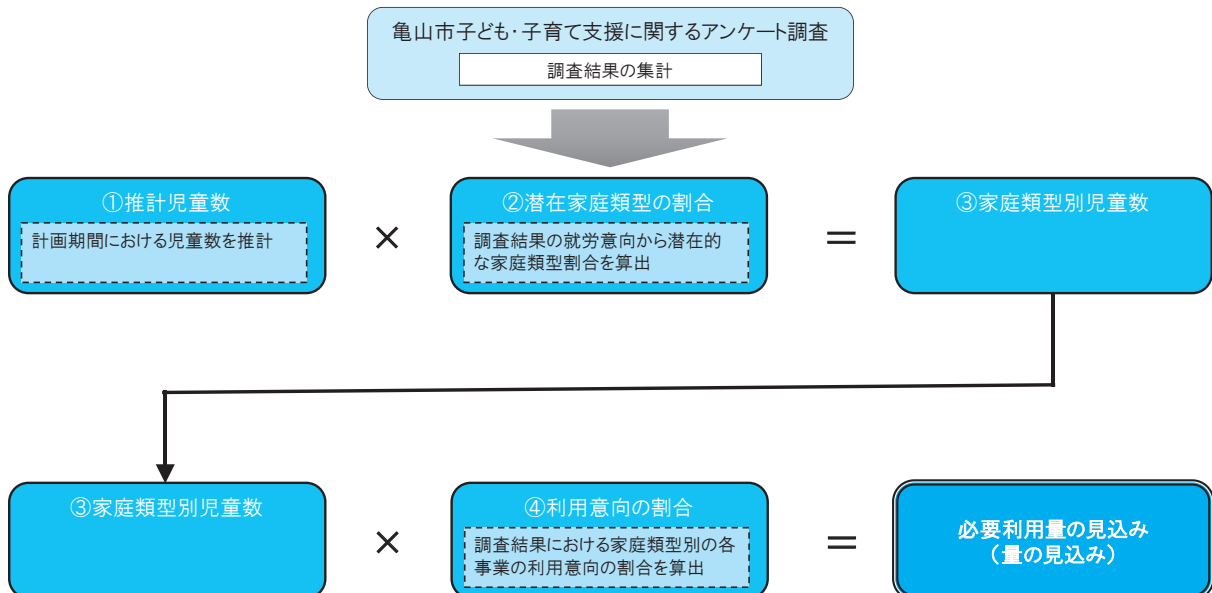
必要利用数の見込み（量の見込み）の算出については、内閣府の示す「量の見込みの算出等のための手引き（平成26年1月）」や「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（平成31年4月）」を基本とします。

この算出方法については、「亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果が基礎数値となりますことから、近年の事業等の実施実績との乖離が発生する場合があります。

そのため、必要利用数の見込みの設定にあたっては、利用実績や提供体制の状況など本市の実情を勘案したうえで、設定することとします。

①算出の手順

各事業の必要利用数の見込みの算出は、次の式を基本とします。



(2) 算出プロセス

必要利用数の見込みを算出する際の基礎となる「①推計児童数」や、「亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果をもとに算出する「②潜在家庭類型の割合」の算出については、次のプロセスによります。

Step - 1 : ①推計児童数の算出プロセス

計画期間内の児童数の推計を行います。

推計期間：令和2年度から令和6年度（5年間）

推計方法：平成27年から平成31年の各年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとにした
コーホート変化率法

（参考：コーホート変化率法）

各コーホート（同一期間に生まれた人の集団）について、過去における実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

〔推計児童数〕

年度 年齢	基礎数値					推計値					
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	
未 就 学 児	0歳	466	435	407	374	412	400	396	392	387	382
	1歳	458	479	435	439	387	426	414	410	406	401
	2歳	477	459	474	447	443	390	429	417	413	409
	3歳	461	485	454	481	447	445	392	431	419	415
	4歳	507	459	479	456	481	446	444	391	430	418
	5歳	500	510	463	486	464	486	451	449	395	435
	小計	2,869	2,827	2,712	2,683	2,634	2,593	2,526	2,490	2,450	2,460
小 学 生	6歳	487	505	514	477	481	468	491	456	453	399
	7歳	479	488	507	523	483	485	472	495	460	457
	8歳	472	475	491	506	516	481	482	469	492	457
	9歳	460	473	474	487	507	515	481	481	468	491
	10歳	470	461	476	473	487	508	516	482	482	469
	11歳	477	467	458	478	471	485	506	514	480	480
	小計	2,845	2,869	2,920	2,944	2,945	2,942	2,948	2,897	2,835	2,753
合計	5,714	5,696	5,632	5,627	5,579	5,535	5,474	5,387	5,285	5,213	
対H31比						99.2%	98.1%	96.6%	94.7%	93.4%	

Step - 2 : ②潜在家庭類型の算出プロセス

アンケート調査における対象となる子どもの父母の有無、就労意向をもとに、家庭類型を算出します。

〔家庭類型の分類〕

タイプ	「父母の有無」と「就労意向」
タイプA	ひとり親
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

(イメージ図)

父親	母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		5. 就労していない 6. 就労したことがない
		120時間以上	下限時間以上 120時間未満	下限時間以上 120時間未満	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプ-B	タイプ-C	タイプ-C'	タイプ-D
		下限時間以上 120時間未満	タイプ-C	タイプ-E		
		下限時間未満	タイプ-C'		タイプ-E'	
5. 就労していない 6. 就労したことがない			タイプ-D		タイプ-F	

- ▶ 父母の就労の状況は、現状の就労ではなく、今後就労を希望している場合、その希望する状況によるものとして分類しています。
- ▶ イメージ図の太枠内(タイプ-C'・D・E'・F)は、保育認定の受けられない就労状況となる範囲を表しています。そのため、教育標準時間の対象となります。

〔潜在家庭類型の割合〕

タイプ	「父母の有無」と「就労意向」	0歳～就学前	0歳	1・2歳	3歳～就学前
タイプA	ひとり親	6.8%	5.5%	3.0%	7.8%
タイプB	フルタイム×フルタイム	34.9%	40.2%	32.1%	27.9%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	26.7%	15.2%	21.0%	31.0%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	9.3%	2.7%	10.4%	9.4%
タイプD	専業主婦(夫)	21.8%	36.4%	32.4%	23.3%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%
タイプF	無業×無業	0.2%	0.0%	1.1%	0.2%

(3) 年齢別保育利用率

「亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」において、対象となる子どもの日中に利用したい施設の利用意向により分類します。

【0歳児の利用率】

0歳児については、例年利用意向の上昇が続いており、今後もその傾向が続くと予想されます。そうしたことから、アンケート調査結果に一定の上昇率を加算し、各年度の利用率を設定します。

◎0歳児の保育利用率

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
推計児童数	400	396	392	387	382
利用児童数	130	136	142	147	152
保育利用率	32.5%	34.3%	36.2%	38.0%	39.8%

【1・2歳児の利用率】

1・2歳児についても0歳児と同様に、利用率は上昇傾向となっていますが、0歳児に比べるとその傾向は緩やかです。そうしたことから、アンケート調査結果に一定の上昇率を加算し、各年度の利用率を設定します。

◎1・2歳児の保育利用率

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
推計児童数	816	843	827	819	810
利用児童数	400	419	416	416	417
保育利用率	49.0%	49.7%	50.3%	50.8%	51.5%

【3歳以上児の利用率】

3歳以上児については、例年全体の約98%が保育所・幼稚園・認定こども園などいずれかの施設を利用しています。今後においてもそうした傾向は続くと考えられることから、各年度の利用率の見込みは次のとおりとします。

◎3歳以上児の保育利用率

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
推計児童数	1,377	1,287	1,271	1,244	1,268
利用児童数	1,350	1,261	1,246	1,220	1,243
保育利用	690	645	637	623	635
教育利用	660	616	609	597	608
施設利用率	98.0%	98.0%	98.0%	98.1%	98.0%
保育利用率	50.1%	50.1%	50.1%	50.1%	50.1%
教育利用率	47.9%	47.9%	47.9%	48.0%	47.9%

3. 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容

(1) 1号認定

子どもは満3歳以上で、幼稚園や認定こども園が提供する教育を希望する場合の認定区分です。

〔主な利用施設〕

幼稚園（確認を受けない幼稚園を含む）、認定こども園（教育利用）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	660	616	609	597	608
1号認定(幼稚園型)	443	414	409	401	408
2号認定(幼稚園希望)	217	202	200	196	200
確保の内容②	830	830	830	870	720
幼稚園	380	380	380	380	190
認定こども園	90	90	90	130	170
確認を受けない幼稚園	360	360	360	360	360
②－①	170	214	221	273	112

（参考）

純粋な1号認定①'	443	414	409	401	408
②－①'	387	416	421	469	312

（施設数の想定）

（単位：箇所）

市内の施設数	7	7	7	8	7
幼稚園	4	4	4	4	2
認定こども園	2	2	2	3	4
確認を受けない幼稚園	1	1	1	1	1

【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、必要利用数の受入が可能となっています。また、家庭の状況からは2号認定を受けることのできる子どもの中で教育利用を希望する子どもについては、1号認定子どもの預かり保育を実施する施設でその提供体制を確保します。

一方、1号認定子どもの必要利用数は確保の内容に比べて大きく余裕がある状況となっており、将来的には必要利用数が減少されることが予想されます。こうした状況を踏まえ、必要利用数に対して適切な確保の内容となるよう、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進めます。統廃合を進めるに当たっては、本計画の5年間のみならず、より長期的なニーズ予想を踏まえた再編の検討を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する教育の提供にあたっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが教育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

(2) 2号認定

子どもは3歳以上で、就労等による保護者が日中の保育をできない場合の認定区分です。

〔主な利用施設〕

保育所、認定こども園（保育利用）

※確認を受けない幼稚園など、一時預かり事業を実施する幼稚園の利用も想定されます。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	690	645	637	623	635
確保の内容②	756	756	756	738	788
保育所	611	611	611	543	543
認定こども園	145	145	145	195	245
②－①	66	111	119	115	153

（参考）

必要利用数の見込み①'＝②+②'	907	847	837	819	835
2号認定(幼稚園希望)②'	217	202	200	196	200
②－①'	△ 151	△ 91	△ 81	△ 81	△ 47

（施設数の想定）

（単位：箇所）

市内の施設数	14	14	14	14	15
保育所	12	12	12	11	11
認定こども園	2	2	2	3	4

【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、必要利用数の受入が可能となっています。また、家庭の状況からは2号認定を受けることのできる子どもの中で教育利用を希望する子どもが、幼稚園から保育所等へ移行する場合についても、大部分の受入が可能と考えられます。

一方、1号認定子どもに比べ、必要利用数の見込みに対する確保の内容は適切な水準で準備されていますが、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進める上では、長期的なニーズ予想を踏まえた確保の内容への配慮をしながら、再編の検討を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する保育の提供にあたっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが保育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

(3) 3号認定

子どもは3歳未満で、就労等による保護者が日中の保育をできない場合の認定区分です。

[主な利用施設]

保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業

(単位:人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	
必要利用数の見込み①	130	400	136	419	142	416	147	416	152	417	
確保の内容②	117	369	117	369	122	379	138	409	153	449	
特定教育・保育施設	保育所	71	258	71	258	71	258	67	238	67	238
	認定こども園	22	78	22	78	22	78	37	118	52	158
	計	93	336	93	336	93	336	104	356	119	396
家庭的保育事業	小規模保育	9	18	9	18	14	28	19	38	19	38
	計	9	18	9	18	14	28	19	38	19	38
認可外保育施設	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
②-①	△ 13	△ 31	△ 19	△ 50	△ 20	△ 37	△ 9	△ 7	1	32	

(施設数の想定)

(単位:箇所)

市内の施設数	14	14	15	16	17	
特定教育・保育施設	保育所	12	12	12	11	11
	認定こども園	2	2	2	3	4
	計	10	10	10	10	11
家庭的保育事業	小規模保育	2	2	3	4	4
	計	2	2	3	4	4
認可外保育施設	2	2	2	2	2	

【提供体制の確保の内容と実施時期】

3歳未満の低年齢児については、年々利用希望が増加傾向にあり、必要利用数に対し、確保の内容が不足する状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、中期的には公立保育所及び幼稚園の統廃合による認定こども園の整備による確保の内容の拡大を行いますが、短期的な効果を期待できる小規模保育事業の整備を推進します。なお、認定こども園の整備にあたっては、低年齢児の受入規模の拡大できるように配慮します。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の提供にあたっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

4. 地域子ども・子育て支援事業

すべての子どもが健やかに成長することのできる社会を実現するためには、子どもや子育て世帯の抱える様々な課題を解消し、地域の実情を踏まえた幼児教育・保育を提供するとともに、地域における多様な支援の充実が求められます。

地域子ども・子育て支援事業では、保護者が子育てをすることに喜びや充実感を持ちながら、子どもとともに親としても成長していくことができる環境づくりを目指し、次の各事業を実施します。

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、特定教育・保育施設、地域型保育事業での教育・保育や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業から必要な事業を適切に選択し、円滑に利用できるようにサポートするとともに、子育てに関わる相談業務も担い、必要に応じて個別の支援プラン作成や関係機関への接続等、妊娠期から子育て期に渡る途切れのない支援を行います。

(単位:箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	1	1	1	1	1
確保の内容②	0	0	1	1	1
②-①	1	1	0	0	0

【対象年齢】

未就学の子どもと保護者

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

未就学児を抱える子育て世帯が様々なサービスの提供を受ける際には、市の総合保健福祉センターの窓口に行行政機能が集約されるとともに、地域子育て支援センターが設置され、子育て世帯の求める相談や支援の機能が整っていることから、これを利用者支援の拠点として算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 利用者支援事業の実施形態・手法についての検討を行います。

令和3年度 事業実施に向けた設備等の準備を行います。

令和4年度以降 利用者支援事業を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(単位:人回/月・箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	2,713	2,764	2,719	2,690	2,659
確保の内容②	2,713	2,764	2,719	2,690	2,659
②-①	0	0	0	0	0
施設数	5	5	5	6	7

【対象年齢】

未就園の子どもと保護者

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した値を基本に、本市の就学前児童数の推計を踏まえ算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 既存の地域子育て支援拠点での支援を行います。

令和5年度 新たに整備する認定こども園と合わせ、地域子育て支援拠点1箇所を設置します。

令和6年度 新たに整備する認定こども園と合わせ、地域子育て支援拠点1箇所を設置します。

(3) 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠期を保つため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②身体計測及び尿・血液等の検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の異常を早期に発見し、適時必要に応じた処置及び継続観察につなげます。

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	6,150	6,094	6,038	5,968	5,898
妊婦健診	5,600	5,544	5,488	5,418	5,348
産婦健診	550	550	550	550	550
確保の内容②	6,150	6,094	6,038	5,968	5,898
妊婦健診	5,600	5,544	5,488	5,418	5,348
産婦健診	550	550	550	550	550
②-①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児数	400	396	392	387	382
------	-----	-----	-----	-----	-----

【対象年齢】

妊娠期にある女性及び、産後概ね生後1か月までの女性

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

妊婦検診 厚生労働省母子保健課長通知による適切な妊婦検診の回数の14回と、本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

産婦検診

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 これまで同様、すべての対象者への受診費用の助成を行うとともに、適切な受診ができるよう周知に努めます。

令和3年度以降 令和2年度の体制で継続実施。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況及び養育環境等の把握を行い、必要に応じ支援につなげます。

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	400	396	392	387	382
確保の内容②	400	396	392	387	382
②-①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児数	400	396	392	387	382
------	-----	-----	-----	-----	-----

【対象年齢】

概ね生後4か月までの0歳児と保護者

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

地域に見守られ、すべての乳児を持つ家庭が安心して育児をすることができるよう、訪問率100%を目指し、本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 これまで同様、全対象世帯への訪問を実施します。

令和3年度以降 令和2年度の体制で継続実施。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

(単位:件・回/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	75	75	75	75	75
確保の内容②	75	75	75	75	75
②-①	0	0	0	0	0

(参考)

対象世帯数	25	25	25	25	25
-------	----	----	----	----	----

【対象年齢】

食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭の児童（18歳未満）

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 対象数が増加しても対応できるよう、必要な体制を整えます。

令和3年度以降 令和2年度の体制で継続実施。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、一時的に養育または必要な保護を行います。
短期入所生活援助事業（子育て支援ショートステイ事業）

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	76	72	72	70	71
確保の内容②	76	72	72	70	71
②-①	0	0	0	0	0

(単位:箇所)

施設		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設	小規模児童養護施設(市内)	1	1	1	1	1
	委託施設数(市外)	8	8	8	8	8

【対象年齢】

18歳未満の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 市外の児童養護施設8箇所への委託により、受け入れ態勢を確保します。

令和3年度以降 利用者の状況を踏まえつつ、委託先の充実を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	880	890	900	910	920
確保の内容②	880	890	900	910	920
②－①	0	0	0	0	0

（参考）

（単位：人）

援助会員	90	95	100	105	110
利用会員	260	270	280	290	300

【対象年齢】

概ね6カ月から小学校6年生まで

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 対象数が増加しても対応できるよう、援助会員数の増加に努めます。

令和3年度以降 令和2年度の体制で継続実施。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

①幼稚園型

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	8,820	8,220	8,120	7,950	8,100
確保の内容②	8,820	8,220	8,120	7,950	8,100
②-①	0	0	0	0	0

(参考:実施施設数)

(単位:箇所)

認定こども園	2	2	2	3	5
確認を受けない幼稚園	1	1	1	1	1

【対象年齢】

3歳から5歳の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和5年度 認定こども園の新設園1箇所(予定)で実施します。

令和6年度 認定こども園の新設園2箇所(予定)で実施します。

②保育所等での一時預かり(①以外)

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	2,240	2,090	2,070	2,020	2,060
確保の内容②	2,240	2,090	2,070	2,020	2,060
②-①	0	0	0	0	0

(参考:実施施設数)

(単位:箇所)

保育所	2	2	2	2	2
その他の施設	1	1	1	1	1

【対象年齢】

0歳から5歳の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和5年度 認定こども園の新設園1箇所(予定)で実施します。

令和6年度 認定こども園の新設園2箇所(予定)で実施します。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	80	80	80	80	80
確保の内容②	80	80	80	80	80
②－①	0	0	0	0	0

(参考:実施施設数)

(単位:箇所)

保育所	4	4	4	4	4
認定こども園	2	2	2	3	5

【対象年齢】

0歳から5歳の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

- 令和2年度 現在の提供体制により確保を図ります。
- 令和5年度 認定こども園の新設園1箇所（予定）で実施します。
- 令和6年度 認定こども園の新設園2箇所（予定）で実施します。

(10) 病児保育事業

病児について、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的に保育等をします。

(単位:人日・箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	1,502	1,491	1,469	1,449	1,444
確保の内容②	10	15	70	85	150
病児・病後児保育事業	0	0	50	60	120
ファミリー・サポート・センター	10	15	20	25	30
②－①	△ 1,492	△ 1,476	△ 1,399	△ 1,364	△ 1,294

【対象年齢】

0歳から5歳の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

病児・病後児保育事業については本市の利用実績がないため、国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 ファミリー・サポート・センター事業での受入を行いつつ、公共施設での事業実施に向けた事業の範囲・規模等の検討を行います。

令和3年度 事業実施に向けて、施設等の環境整備を行います。

令和4年度 公共施設での事業を開始します。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	751	786	732	724	638
低学年	523	547	510	504	444
亀山中学校区	192	201	187	185	163
中部中学校区	259	271	252	250	220
関中学校区	72	75	71	69	61
高学年	228	239	222	220	194
亀山中学校区	79	83	77	76	67
中部中学校区	127	133	124	123	108
関中学校区	22	23	21	21	19
確保の内容②	740	820	820	820	820
亀山中学校区	300	300	300	300	300
中部中校区	340	420	420	420	420
関中学校区	100	100	100	100	100
②-①	△ 11	34	88	96	182
亀山中学校区	29	16	36	39	70
中部中校区	△ 46	16	44	47	92
関中学校区	6	2	8	10	20

(施設数)

(単位:箇所)

総数(支援の単位)	22	24	24	24	24
亀山中学校区	8	8	8	8	8
中部中校区	11	13	13	13	13
関中学校区	3	3	3	3	3

【対象年齢】

小学生

【区域設定】

中学校区

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の利用実績等を踏まえつつ、国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』による算出や補正の考え方によって算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 関係条例の規定を適切に運用しながら、中部中学校区の2小学校区(井田川・川崎)に各1箇所を設置します。

令和3年度以降 利用児童数の動向に注視しながら、24箇所の施設で利用希望者の受入を行います。

なお、施設設置にあたっては、地域の実情や特性を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行うとともに、必要に応じて民間力を活用します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

次の実費徴収額に対しその一部を補助する事業。

- ①低所得で生計が困難である保護者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等その他の必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等にかかる実費徴収額
- ②特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園において、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める基準に該当する保護者が支払うべき食事の提供（副食費に限る）にかかる実費徴収額

【対象年齢】

- ① 0歳から5歳
- ② 満3歳以上

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みと確保の内容】

実費徴収に係る補足給付を行う事業には、所得要件が設定されており、該当するすべての保護者に給付することから、量の見込み、確保の方策は設定しないこととします。